

中学校学習指導要領のポイント 2021(令和3)年度から完全実施

1 改訂の基本的な考え方

- 未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成。求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する枠組みや教育内容を維持。知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 道徳教育、体験活動、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2 教育課程の枠組みと授業時数

- 教育課程は、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動で構成。
- 各学年の年間総授業時数は 1,015 単位時間(週当たり 29 コマ)を維持。各教科等の標準授業時数も維持。
- 選択教科は標準授業時数の枠外で、かつ生徒の負担過重とまらない範囲で開設可能

3 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

(1)「何ができるようになるか」を明確化

- 「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有。
- 授業の創意工夫や教材の改善を引き出せるよう、全ての教科等を次の三つの柱で再整理。
①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等

(2) 我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

- 教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質、能力を育成。
- これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善。

4 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 学習の基盤となる資質・能力や現代的諸課題に対応する資質・能力の育成のため、教科等横断的な学習を充実。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実のため、数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫。
- 学校全体として、教育内容や時間の配分、人的・物的体制の確保、改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

5 教育内容の主な改善事項

(1) 言語能力の確実な育成

- 語彙を確実に習得し、情報を正確に理解して適切に表現する力の育成。
- 学習の基盤としての各教科等における言語活動（相手が理解しやすいレポートの作成、立場や根拠を明確にした議論など）の充実。

(2) 理数教育の充実

- 日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実。
- 収集・分析したデータを踏まえて課題を解決する力の育成。自然災害に関する内容の充実。

(3) 伝統や文化に関する教育の充実

- 古典などの言語文化、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導の充実。

(4) 道德教育の充実

- 道德的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考え、議論する道德教育の充実。

(5) 体験活動の充実

- 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実。
職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、地域行事への参加など、豊かな体験を重視。

(6) 外国語教育の充実

- 小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入。
- 小・中・高の一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定。国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実。

6 その他の重要事項

(1) 初等中等教育の一貫した学びの充実

- 幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視。

(2) 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- 民主政治の推進、公正な世論の形成、国民の政治参加などについての考察。主体的な生徒会活動。
- 少子高齢社会における社会保障の意義、労働力確保の側面を含めた仕事と生活の調和、労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組。
- 計画的な金銭管理や消費者被害への対応。(中：技術・家庭)
- オリンピック・パラリンピックに関連し、フェアプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解。
- 障害者理解・心のバリアフリーのための交流。
- 海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実。

(3) 情報活用能力(プログラミング教育を含む)

- コンピュータ等を活用した学習活動の充実
- コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成

(4) 部活動

- 教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連に留意。
- 社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制。

(5) 子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

- 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実。
- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成。各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫。
- 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定。